

○飯塚市資源回収団体奨励補助金交付要綱

平成19年3月14日

飯塚市告示第18号

改正 H27-28、H29-62

(趣旨)

第1条 ごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市民の環境保全に対する意識の高揚と活動の展開を図るため、資源回収団体に対し交付する資源回収団体奨励補助金(以下「補助金」という。)については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 資源 再生利用の目的となる家庭から出た新聞紙、雑誌類、ダンボール、布、空きかん、空きびん及び菓子類等のかんをいう。

(H27-28一改)

(2) 資源回収 資源回収団体が資源を回収する行為をいう。

(H29-62一改)

(3) 資源回収団体 第3条第2項の規定により認定された団体をいう。ただし、主に市内で活動する団体に限る。

(H29-62全改)

(4) 資源回収業者 資源を回収することを業とする者をいう。

(資源回収団体の登録)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、資源回収団体登録申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 規約、会則又はそれに準ずるもの

(2) 構成員名簿又は役員名簿等

(3) その他市長が必要と認める書類

(H29-62一改)

2 市長は、前項の申請に基づき団体登録を認定したときは、その旨を記載した認定通知書により団体に通知するものとする。

(資源回収団体の登録内容変更)

第4条 資源回収団体は、登録内容を変更したときは、資源回収団体登録内容変更届を市長に提出しなければならない。

(資源回収団体の登録取消し)

第5条 資源回収団体が登録の取消しをしようとするときは、資源回収団体登録取消届を提出しなければならない。

2 市長は、2年間以上資源回収を行わない資源回収団体の登録を取消することができる。

3 前2項の規定による団体登録の取消しは、資源回収団体登録取消通知書により資源回収団体に通知するものとする。

(補助金交付対象品目及び補助基準)

第6条 補助金交付の対象となる品目は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める基準により算定する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 資源回収品引取証明書

(2) 計量証明書又は仕切書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請をできる期間は、資源回収を実施した日の翌月から6月以内とする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、資源回収を行い、かつ、当該資源を回収業者に引き渡した資源回収団体に対し、その実績に応じて補助金を交付する。

(団体登録抹消)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた団体が、次のいずれかに該当するときは、団体登録を抹消することができる。

(1) 補助金の手続に不正があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の事務に用いる書類の様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月22日 告示第28号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月9日 告示第62号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(H27-28全改)

資源回収団体奨励補助金交付対象品目及び補助基準

対 象 品 目		重量による 換算基準	補助金交付基準	
紙 類 (新聞・雑誌類・ダンボール)		1.0	1キログラム当たり 8円補助	
布 類		1.0		
空 き か ん		1.0	1キログラム当たり 5円補助	
空 き びん	一升びん	1.0		
	ビール びん	特大		1.2
		大		0.6
		中		0.5
		小		0.4
	その他のびん			1.0
菓子類のかん		1.0		

円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。